

# 小規模水道及び小規模受水槽水道における安全で衛生的な飲料水の確保に関する条例の施行について

平成7年6月23日環衛第107号衛生部長通知

一部改正 平成18年4月3日生衛第1号保健福祉部長通知

一部改正 平成19年4月2日生衛第1号保健福祉部長通知

一部改正 平成20年4月1日生衛第1号保健福祉部長通知

一部改正 平成25年3月28日環衛第407号生活衛生部長通知

一部改正 平成28年3月31日環衛第270号生活衛生部長通知

一部改正 平成28年8月22日生衛第433号生活衛生部長通知

小規模水道及び小規模受水槽水道における安全で衛生的な飲料水の確保に関する条例（平成7年神奈川県条例第7号。以下「条例」という。）及び小規模水道及び小規模受水槽水道における安全で衛生的な飲料水の確保に関する条例施行規則（平成7年神奈川県規則第56号。以下「規則」という。）が、それぞれ平成7年3月14日、平成7年3月31日をもって公布され、平成7年7月1日から施行されることとなったので、条例の運用にあたっては次の事項に留意の上遺憾なく取扱うよう通知します。

## 1 条例第1条関係（目的）

地下水又は表流水を水源として、100人以下の居住者に供給している小規模水道及びビル又はマンション等において水道水を受水槽に受けて供給している小規模受水槽水道については、水道法の適用を受けないため、従来より「飲用井戸等衛生管理指導要綱の実施について」（昭和63年7月19日環衛第118号衛生部長通知）又は「神奈川県小規模受水槽水道衛生管理指導要綱の制定について」（平成4年6月30日環衛第104号衛生部長通知）により、衛生管理の向上を図るよう努めてきたところであるが、水質検査の未実施又は受水槽未清掃など管理が不適切な施設が多く存在することから、より実効性のある指導を展開するために条例の施行により、安全で衛生的な飲料水を確保していくこととしたものである。

なお、簡易な水道に関する条例（昭和23年神奈川県条例第12号）は、本条例の施行に伴い廃止することとした。

## 2 条例第2条関係（定義）

本条は、この条例で使用される用語を定義したものである。

- (1) 第1号に規定する「水道」とは、導管及びその他の工作物により、水を人の飲用に適する水として供給する施設の総体を言い、「導管」とは、水を導くための管状のものをいい、樋状のものを含まない。また、「その他の工作物」とは、取水、貯水、導水、浄水、送水及び配水のための導管以外の施設をいうものであること。
- (2) 第2号に規定する「小規模水道」とは、地下水又は表流水を水源として、100人以下の実居住者に対して居住に必要な水を供給するもので、かつ、専ら一戸の住宅に供給するものを除いたものであること。
  - ア 「地下水」とは、伏流水、湧水、深層地下水及び浅層地下水をいい、「表流水」とは、河川水、湖沼水、ダム水をいう。
  - イ 「専ら一戸の住宅」とは、個人が自己の家の飲料水として飲用井戸を使用して

いる住宅のほか、同一敷地内において親族等で複数の建物に暮らしていて、当該施設を利用して供給するものを含むものであること。なお、専ら一戸の住宅に供給するものを除いた理由は、専ら一戸で使用しているような個人用の井戸についてまで、その財産を条例で規制することは、条例の趣旨にそぐわないためである。

ウ 「居住に必要な水」とは、飲用、炊事用その他継続的な日常生活を営むために必要な水をいい、具体的な施設の形態を例示すると概ね次のとおりである。

(ア) 特定の地域において、地域住民が共同で所有し、かつ、管理も共同で行っている自家用水道の集合体としての水道

(イ) アパート又はマンション等において家主が借家人に供給する水道

(ウ) 寮又は社宅等において従業員等に供給する水道

(エ) 分譲地等において分譲者が分譲後も引き続き供給する水道

(オ) 療養所等において3、4箇月程度以上の長期入所者に供給する水道

なお、学校、事務所、食品関連施設等に布設される、居住する者を対象としない水道は、本条例の適用を受けない。

条例の規制対象とならない施設については、従来どおり「神奈川県飲用井戸衛生管理要綱」により指導を行うものとする。

特に、学校及び保育所等で地下水又は表流水を水源として供給している施設については、定期的な衛生管理指導を行い飲料水の安全性を確保するよう努められたい。

エ 水道水と併用している水道については、当該小規模水道が、飲用等のために必要な水を供給している場合は、条例の対象施設となること。

オ 国の設置する施設については、専用水道と同様に扱うものとするものであること。

(3) 第3号に規定する「小規模受水槽水道」とは、水道事業の用に供する水道から供給を受ける水のみを水源とし、かつ、その水を受けるための水槽の容量が10m<sup>3</sup>以下であるものをいう。ただし、建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号。以下「建築物衛生法」という。）第2条第1項に規定する特定建築物に受水槽を設けて飲料水を供給するもの及び専ら一戸の住宅に供給するものを除いたものであること。なお、条例の規制対象とならない施設（専ら一戸の住宅に供給するもの及び専用水道から供給を受ける水のみを水源とするもの）の設置者から衛生管理について相談があったときは、条例第16条第1項に規定する管理基準を準用して指導すること。

ア 小規模受水槽水道は、水道事業者から供給を受ける水のみを水源とするものであること。したがって、水源とする水の全部又は一部が地下水等である場合は除かれるものであること。

イ 「専ら一戸の住宅」の解釈は、小規模水道と同様である。

ウ 建築物衛生法の特定建築物に供給するものを除いた理由は、当該施設は建築物衛生法に基づく規制を受けており、条例による二重の規制をする必要がないためである。

エ 水槽の容量は、水道事業の用に供する水道から水の供給を受けるために設けられるもののみの容量をいい、したがって、通常受水槽といわれるものの容量であり、そこから圧送される高置水槽の容量は加算されないものであること。

オ この条例の対象とならない受水槽は、消防法（昭和23年法律第186号）第17条に

規定する消防用設備等として設置されるものであって、全く飲用に供されることのないもの並びに船舶、鉄道等に設置されるものであること。

カ 国の設置する施設については、簡易専用水道と同様に扱うものとするものであること。

- (4) 第5号に規定する「小規模水道の布設工事」のうち、「新設」とは、取水施設、貯水施設、導水施設、浄水施設、送水施設若しくは配水施設の全て又はいずれかの施設を全く新しく設置することをいうものであること。

また、「増設」とは、既にある小規模水道施設のうちの設備のいずれかについて更に種類又は数量を増加することをいい、「改造」とは、既にある小規模水道施設の機能の低下を防止、修復し、又は改善、向上させることをいう。

「増設又は改造の工事」は、規則第2条に定める工事（取水地点又は浄水方法の変更に係る工事並びに沈でん池、ろ過池、浄水池及び配水池の新設又は増設に係る工事）をいう。

### 3 条例第3条関係（水質基準）

本条に規定する水質基準は、水道法第4条に規定する水質基準を準用しているため、それぞれの項目についての基準値等の設定及び評価等については、水道法に準じて行うこと。

なお、水質基準の事項及び基準については、規則第3条別表第1に示してあるとおりである。

### 4 条例第4条関係（施設基準）

本条に規定する小規模水道の施設基準は、水道法第5条に規定する施設基準を準用しているが、原水の質及び量、地理的条件、当該小規模水道の形態等に応じ、指導すること。

- (1) 第1項第1号に規定する「できるだけ良質の原水」とは、通常の水質処理により水質基準に適合する浄水を供給することができる程度以上の水質の原水であり、「必要量」とは、給水を受ける者が日常生活に必要な量を確保できる水量であること。
- (2) 第1項第2号に規定する「浄水施設」は、原水の水質の状況及び給水量に応じて、水質基準に適合した浄水を得るのに必要な沈でん池、ろ過池又は消毒設備のほか、着水井、凝集・沈でん池等の全部又は一部を設置させることとする。

水質検査において一般細菌又は大腸菌が水質基準値を超過して検出された施設は、必ず消毒設備を設置させるものとする。

なお、消毒設備は、水道施設周囲の状況及び過去の水質検査結果等を勘案してできるだけ設置するよう指導すること。

また、施設基準については、水道施設の技術的基準を定める省令（平成12年2月23日厚生省令第15号）に準拠して指導されたい。

### 5 条例第5条関係（確認）

- (1) 確認申請は、原則として所有者が行うこととするが、管理に関する権限を有する者が行うこともさしつかえないものとする。

なお、管理の権原を有しない工事施工者はこれに該当しないものであること。

- (2) 布設工事の範囲は、2の(4)により取り扱うこととし、布設工事を行う場合に

は、工事に着手する前に施設基準に適合することについて確認を受けなければならないこととなっているので取り扱いに留意すること。

なお、消毒設備を有しない小規模水道施設に、新に消毒設備を設置する場合は、確認を必要としないこととするが、設備の設置後には、水質基準に適合しているか確認すること。

## 6 条例第6条関係（確認申請）

(1) 第1項に規定する確認申請は、規則第4条第1項第1号様式に、同条第2項に規定する書類を添えて、保健福祉事務所に提出させることとする。

なお、工事の概要書については、別紙1の様式により、内容を記載することとする。

また、布設工事確認申請書及び工事概要書の記載方法については別紙2により内容を記載することとする。

(2) 第2項第2号に規定する工事の概要書に記載する原水の水質試験結果は、規則第3条別表第1の水質基準のうち、消毒副生成物11項目（塩素酸、クロロ酢酸、クロロホルム、ジクロロ酢酸、ジブromokクロロメタン、臭素酸、総トリハロメタン、トリクロロ酢酸、ブromोजクロロメタン、ブromホルム及びホルムアルデヒド）及び味を除いた39項目について、確認申請を行う1年以内に実施した試験結果を記載することとする。

(3) 第3項に規定する確認申請に基づく確認通知は別紙3により行い、また、不適合又は不確認通知は別紙4により行うこと。

(4) 確認申請に基づく通知は、専用水道の処理日数と同様に申請のあった日から起算して20日以内に行うこととされているので、期限内に処理するよう留意すること。

また、審査にあたっては、別紙5の審査基準により審査を行い、審査結果は別紙6の審査意見書を用いて行うこと。

なお、確認を行った施設については、各保健福祉事務所で別紙7の台帳を作成し、管理を行うこと。

## 7 条例第7条関係（給水開始前の届出及び水質検査）

第1項に規定する届出は、布設工事が完了した後で、かつ、給水を開始する前に、規則第3条別表第1の水質基準項目検査（51項目）及び消毒の残留効果に関する検査（消毒設備を必要としない施設については、残留効果に関する検査は省略することができる。）を行い、規則第5条第2号様式により、保健福祉事務所に届け出ることとする。

また、この届出を受理した保健福祉事務所は、水質検査結果を必ず確認し、また、当該施設の布設工事が適切に行われ、かつ、施設基準に適合していることを現地調査により確認することとする。

なお、原水の水質が良好で、浄水施設を設けずに給水する施設については、給水開始前の水質検査を実施することを要しない。

## 8 条例第8条関係（変更及び廃止の届出）

変更の届出は、確認申請を行った者の住所、氏名、給水予定人口及び名称に変更を生じたときに、規則第6条第3号様式により、保健福祉事務所に届け出ることとする。

る。

特定の地域において複数の世帯に供給している自家用水道の集合体として、地域住民の共同所有で、かつ、その管理も共同で行っている水道において、組合長等その代表者が変わった場合も、同様に扱うこととする。

なお、本条例では、布設工事に該当する工事以外の施設の軽易な変更については届け出る必要はないこととするが、事前相談時等においては布設工事に該当するか否かについて十分に留意すること。

## 9 条例第9条関係（水質検査）

- (1) 第1項に規定する水質検査は、給水栓において採水した水について、規則7条別表第2に規定する事項（11項目）及び消毒の残留効果に関する検査を1年以内ごとに1回、定期に行うものとする。

また、当該水道が過去に地下水の汚染が判明した地域に存在する場合については、次に掲げる有機化学物質のうち、当該汚染物質及び当該物質が変化して生成される物質について水質検査を行うよう適切に指導すること。

四塩化炭素

シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン

ジクロロメタン

テトラクロロエチレン

トリクロロエチレン

ベンゼン

なお、上記以外の項目の水質検査については、保健福祉事務所長が特に必要と認める項目について適宜行うよう指導すること。

- (2) 第1項に規定する、定期水質検査の実施頻度は、1年以内ごとに1回行うことを原則とするが、次の施設については適宜検査頻度を高めるように指導すること。

ア 水道施設周囲の状況により水質汚染が疑われる施設

イ 給水人口が50人以上の施設

ウ 水源が表流水又は浅層地下水を利用している施設で、かつ、消毒設備を設置しないで供給する施設

エ その他特に保健福祉事務所長が必要と認める施設

- (3) 第2項の臨時の水質検査を行う場合の判断は、定期水質検査において水質基準を超過した場合のほか、供給する水が水質基準に適合しないおそれがある場合に行うこととし、その判断は概ね次によることとする。

ア 色及び濁りに著しい変化が生じた場合（降雨による変化を除く。）

イ 臭気及び味に著しい変化が生じた場合

ウ 水源で魚が死んで多数浮上した場合

エ 水源付近、給水地区及びその周辺において消化器系感染症が流行している場合

オ 浄水過程に異常があった場合

カ その他特に保健福祉事務所長が必要と認める場合

なお、これらの異常を的確に察知するため、設置者又は技術担当者は、給水される水について、色、濁り、臭気、味の検査を随時行い、異常を認めるときは、直ち

に必要な項目について検査を行うよう適切に指導すること。

- (4) 定期及び臨時の水質検査は自らが行うことを原則とするが、自ら行うことができない場合は、衛生研究所などの地方公共団体の検査機関又は水道法第20条に規定する厚生労働大臣登録検査機関並びに建築物衛生法に基づく登録業者に委託して行うよう指導すること。
- (5) 第3項の届出は速やかに規則第7条第3項第4号様式により保健福祉事務所に届け出るよう指導すること。

#### 10 条例第10条関係（衛生上の措置）

- (1) 取水場、貯水池、導水きょ、浄水場、配水池及びポンプ池等は、水が汚染されるおそれがあるので、清掃等を行って常に清潔を保持することとする。また、配水施設として水槽を設けている場合には、当該水槽を常時点検し、必要に応じて清掃等を行うこと。
- (2) 上記の施設には、第2号に定める汚染防止のための措置のほか、必要な標識、立札、掲示等により一般の注意を喚起すること。
- (3) 給水する水の塩素消毒は、施行規則第8条に規定する、給水栓における水が、遊離残留塩素を0.1mg/L（結合残留塩素の場合は、0.4mg/L）以上保持するように行わなければならない。ただし、供給する水が病原生物に著しく汚染されるおそれがある場合又は病原生物に汚染されたことを疑わせるような生物若しくは物質を多量に含むおそれがある場合に給水栓における水の遊離残留塩素は、0.2 mg/L（結合残留塩素の場合は、1.5mg/L）以上でなければならない。

規則第8条の規定中、「病原生物に著しく汚染されるおそれがある場合」とは、水源の上流地域、給水区域又はその周辺区域において消化器系感染症が流行しているとき等をいうこととする。

#### 11 条例第11条関係（技術担当者の設置等）

第1項に規定する技術担当者は、供給される水の衛生及び安全を確保するために必ず設置させることとし、その届け出は、規則第9条第5号様式により行わせること。

#### 12 条例第12条関係（技術担当者の業務等）

- (1) 第1項に規定する技術担当者の業務は、概ね次の技術上の業務を行うものとする。
  - ア 定期及び臨時の水質検査を実施すること。
  - イ 塩素消毒を行うこと。
  - ウ 給水される水について、色、濁り、臭気、味の検査を随時行うこと。また、塩素消毒を行う場合にあつては、残留塩素の測定を随時行うこと。
  - エ 施設の点検を随時行うこと。なお、技術担当者が給水される水に異常を認めた場合、また、施設の点検により補修等が必要になった場合は、設置者に対して助言を行うなど適切な施設管理を行うことができるよう指導すること。

また、この管理の結果については、帳簿を備え、記録を保存させるよう指導すること。
- (2) 第2項に規定する講習会は、選任された技術担当者が水道技術管理者としての資格を有する者のほか次の者は講習会の受講を免除することができることとする。

- ア 1年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- イ 建築物衛生法に基づく建築物環境衛生管理技術者の資格を有する者
- ウ 建築物衛生法に基づく建築物飲料水水質検査業における水質検査実施者としての資格を有する者
- エ 地方公共団体の検査機関又は水道法第20条に規定する厚生労働大臣登録検査機関において、水道の水質検査業務に1年以上従事した経験を有する者

### 13 条例第13条関係（給水の緊急停止）

第1項に規定する給水の緊急停止を行う判断は、次により行うこととし、第2項に規定する届け出は、規則第10条第6号様式により行うものとする。

- (1) 基準超過が継続することが見込まれ、人の健康を害するおそれのある場合
  - ア 水道原水が浄水操作により除去を期待するのが困難な病原生物若しくは人の健康に影響を及ぼすおそれのある物質により汚染されているか、又はその疑いがあるとき。
  - イ 供給される水が病原生物若しくは人の健康に影響を及ぼすおそれのある物質により汚染されているか、又はその疑いあるとき。
- (2) 水源において次のような変化があり給水栓水が水質基準を超えるおそれがある場合
  - ア 色及び濁りに著しい変化が生じたとき（降雨による変化除く。）
  - イ 水源水に異常な臭気が生じたとき
  - ウ 魚が死んで多数浮上したとき
  - エ 浄水施設を持たない施設又は塩素消毒のみで供給している施設の水源で、汚物の浮遊を発見したとき。これらの場合は、設置者は給水の緊急停止を行い、かつ、当該水道を利用している者に危険である旨を周知させる措置を講ずるよう指導することとする。

### 14 条例第14条関係（給水開始の届出）

- (1) 給水開始の届出を行う者は、原則として所有者が、規則第11条第7号様式により行うこととするが、管理に関する権原を有する者が行うこともさしつかえないものとする。
- (2) 台帳は、次のとおりとする。また、給水開始届の施設情報は、衛生指導に資するためにその記載を求めているが、小規模受水槽水道は施設基準を定めておらず、施設情報を厳格に管理する必要性は少ないため、参考情報として取扱うこととする。
  - ア 台帳は、別紙8の小規模受水槽水道設置一覧表を参考に各保健福祉事務所で定めるものとし、所在地、建物の名称、設置者の住所及び氏名（法人その他の団体にあつては、所在地、名称及び代表者の氏名）、並びに受水槽有効容量（以下「台帳記載事項」という。）を管理する。
  - イ 給水開始届に記載された台帳記載事項以外の施設情報は、参考情報として保存する。その後、施設設備の変更に伴う記載内容が異なることが判明した場合（第16条第2項に規定される知事の指定を受けた者又は水道事業者からの報告時及び設置者からの相談時等）には、必要に応じ事実を確認したうえで適宜更新する。留意点①：従前の台帳を継続して使用する場合には、台帳記載事項と施設情報が併記されるため、台帳記載事項は変更届により、施設情報は前記イにより更新すること

注意すること。また、将来的には、台帳を電子データとすることが望ましいこと。  
留意点②：別紙8の小規模受水槽水道設置一覧表に準じた一覧を台帳とする場合には、従前の台帳は参考情報として保存すること。

また、当該一覧に台帳記載事項以外の施設情報が含まれる場合には、留意点①と同様に取扱うこと。

留意点③：小規模受水槽水道は、水槽の有効容量により第16条第2項の規定に基づく検査の取扱いが異なるため、受水槽有効容量を台帳記載事項としていること。（簡易専用水道との相違点）

#### 15 条例第15条関係（変更又は廃止の届出）

変更の届出は、給水開始の届出を行った者の住所、氏名、建物の名称及び届け出た受水槽の有効容量に変更を生じたときに、規則第12条第8号様式により行うものとする。

#### 16 条例第16条関係（管理基準）

(1) 第1項の管理基準は、供給される水の安全性を確保するために必要と考えられるものであり、この管理の結果については、帳簿を備え記録を保存させるよう指導すること。

条例の規定により、小規模受水槽水道の設置者は当該小規模受水槽水道の管理を行う義務を有するものであり、設置者自らが管理を行わない場合には、実際に管理を担当する者を明確にし、その者が責任をもって施設管理を行うよう指導すること。

(2) 第1項第1号及び第3号に規定する水槽の清掃及び水質の検査については、専門的な知識、技能を有するものにこれを行わせるよう指導すること。

(3) 第1項第2号に規定する「その他必要な措置」とは、水槽その他の構造物（以下「給水設備」という。）周辺の点検を行い、水槽の蓋を密閉し、施錠する等、汚染に対する防護措置を講ずることをいうものであること。

(4) 第1項第3号に規定する「供給する水に異常を認めたとときに行う水質検査」は、規則第13条別表第1に掲げる事項のうち必要と認められる事項に関する検査及び消毒の残留効果に関する検査を行うよう指導すること。

(5) 第1項第4号に規定する給水の停止を行ったときは、当該水道を利用している者に危険である旨を周知させる措置を講じ、併せて保健福祉事務所長にも直ちに報告するよう指導すること。

(6) 第2項に規定する管理に関する検査は、当該水道により供給される水の衛生確保をより実効あるものとするため、規則第14条に基づき、設置者がその管理の適否について知事が指定する者の検査を受けることとする。

知事が指定する者は、別に定める「小規模受水槽水道検査機関の指定に関する事務取扱要綱」に基づき指定し、指定を受けた検査機関は、小規模受水槽水道の管理の検査に関する規程その他業務に必要な事項を定めることとする。

検査の方法その他必要な事項については、「簡易専用水道の管理に係る検査の方法その他必要な事項」（平成15年厚生労働省告示第262号。以下「告示」という。）を告示第6の規定を除き準用する。この場合において、「簡易専用水道」とあるのは「小規模受水槽水道」と、「都道府県知事」とあるのは「保健福祉事務所長」と、「水道法第34条の2第2項」とあるのは「小規模水道及び小規模受水槽水道におけ



る安全で衛生的な飲料水の確保に関する条例第16条第2項」と読み替えるものとする。

#### 17 条例17条関係（改善命令等）

- (1) 第1項に規定する改善命令は、その水道施設を施設基準に適合するよう当該小規模水道の設置者に対して、期間を定めて、当該施設を改善すべき旨を命ずることができる。

なお、改善を要すべき期間については、改善すべき施設の範囲、工事の規模等に応じた設計、資金調達、所要手続等の準備期間及び工事の施工に必要な期間等を勘案して定めるものとする

- (2) 第2項に規定する措置命令は、施設完成後に条例第7条の規定による水質検査を行わないで給水を開始したとき、小規模水道の設置者に対して保健福祉事務所で受付を行う水質検査を受ける旨を命ずることができる。

なお、この場合、「衛生試験、治療等に関する条例」（昭和34年神奈川県条例第5号）に基づく手数料を徴収することとする。

- (3) 第3項に規定する措置命令は、定期又は臨時の水質検査を行わないとき、小規模水道の設置者に対して保健福祉事務所で受付を行う水質検査を受ける旨を命ずることができる。

なお、この場合の手数料も上記（2）と同様とする。

- (4) 第4項に規定する措置命令は、小規模水道の管理が衛生上の措置の基準に適合しないと認めるとき、小規模水道の設置者に対して、速やかに改善すべき旨を命ずることができる。

- (5) 第5項に規定する措置命令は、小規模受水槽水道の管理が管理基準に適合しないと認めるとき、関係施設の補修又は清掃その他の必要な措置を速やかに採るべき旨を命ずることができる。

- (6) 改善命令等を行う場合は、行政手続条例（平成7年神奈川県条例第1号）の規定に基づき、設置者に対して事前の行政指導を十分に行うよう配慮されたい。

#### 18 条例第18条関係（給水停止命令）

給水停止命令は、条例第17条の改善命令等に従わない場合で、かつ、給水をそのまま継続させることが感染症の発生その他当該水道の利用者の健康を害するおそれがある場合、その命令に係わる事項を履行するまでの間、給水の停止を命ずることができる。

この場合、設置者が単に命令に従わないということだけでなく、それによって当該水道の利用者の健康が害されるか又は害されるおそれが具体的に予見できる等著しく不適當な状態にある場合に行うものであることとする。

なお、給水停止を行うにあたり、当該水道が消防用設備と共用されている場合には、あらかじめ現地消防機関に連絡するなど必要な調整を行うよう配慮されたい。

また、給水停止命令を行う場合は、行政手続条例の規定に基づき弁明の機会を付与することとなっているので、設置者から意見聴取をするよう留意すること。

#### 19 条例第19条関係（報告の徴収及び立入検査）

- (1) 第1項に規定する小規模水道の立入検査については、設置状況に応じて計画的に

実施すること。

また、必要に応じて布設工事の施行状況についても検査すること。

(2) 第2項に規定する小規模受水槽水道の立入検査については、次の施設を対象に行うこと。

ア 8立方メートルを超える施設

知事が指定する検査機関による管理の検査の結果、特に衛生上問題があると判断された施設等について行うこと。

イ 8立方メートル以下の施設

受水槽の形態および管理の状況等により特に必要と認める施設について行うこと。

(3) 立入検査を行う場合には、条例第19条第3項の規定により、身分を示す証明書を関係者に提示しなければならない。

## 20 条例第20条関係（地位の継承の届出）

小規模水道又は小規模受水槽水道を現に設置している者から、相続、合併、譲渡その他の事由により設置者の地位を承継した者は、地位の承継の届出を行うことにより、新たな確認又は届出を要しない。

なお、小規模水道施設において地位を継承した場合で、かつ、当該施設に布設工事を伴う増改築等を行う場合は、新たに確認を行う必要があるので留意すること。

## 21 条例第23条から第26条関係（罰則）

罰則の適用にあたり告発を行う場合は、所轄警察署及び県生活衛生課と十分に協議のうえ行うこと。

## 22 その他

既存の施設で、設計の確認を伴わず、小規模水道に該当することになった施設については、規則第5条第2号様式及び第9条第5号様式を提出するよう指導する。

なお、この際、規則第4条第1項第1号様式の関係様式の添付を求めること。